

## 6. バス事業の現況

乗合バス事業の輸送人員は、自家用自動車の普及とともに昭和44年度（1,207,337千人）をピークに減少し、その後も過疎化の進行等構造的な要因から長期的な減少傾向となっており、令和2年度は、329,826千人まで減少している。そういった中、令和2年度の対前年減少率は25.8%となっており、新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛の影響を受けて、いずれの乗合バス事業者もコロナ禍前と比べ大きく減少している。

乗合バス事業については、平成14年2月の改正道路運送法による需給調整規制が廃止されたことで、活性化が期待されたが、一方で、路線廃止が届出制となり撤退が容易になったことと併せて、近年では乗務員不足を理由とした路線廃止が増えており、バス事業者にとって人材確保が喫緊の課題となっている。

そういった厳しい経営環境の中、各乗合バス事業者においては、利用者サービスの向上に向けた創意工夫や、IC方式の共通乗車カードシステムの導入、多言語化によるバスロケーションシステムの充実など、地域の利用者のみならず、訪日外国人旅行者の利用促進に努めるとともに、近年では、環境にやさしい電気バスなど低公害車の普及促進、低床バス等の導入など交通バリアフリーの推進、地域交通の円滑化対策等、これら社会の要請に応える施策の推進に加え、AI技術を活用した新たなモビリティサービス(MaaS)による利用者サービスの向上についても取り組んでおり、当局においてもそれらの取組みに対する支援を行っているところである。

貸切バス事業は、令和2年度末現在416事業者が許可を受けており、この内、約9割が保有車両30両以下の小規模事業者で占められている状況である。

これまで、国内旅行者数の減少やレジャー嗜好の変化に伴う団体旅行の減少等により、国内向けの需要は厳しい状況が続いていた。一方で、近年は外航クルーズ船による寄港地ツアーの大幅な増加などにより、営業収入は顕著な伸びを示していた。そのような中、平成28年度の熊本地震により一時的な落ち込みが見られたものの、翌年度には需要が回復し、堅調に推移していたが、令和元年度下半期以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響により需要が減少し、令和2年度は営業収入が対前年比約3割にとどまるなど、厳しい経営状況となっている。

また、事業者数については、平成11年の規制緩和後、インバウンド需要の増加により倍増したものの、平成27年度(464者)をピークに減少に転じ、平成28年1月の軽井沢スキーバス事故を契機として貸切バスの安全・安心な運行のための総合的な対策がとられ、貸切バス適正化機関による巡回指導や事業許可更新制度の導入等により、事業を安全に遂行する能力のない事業者の退出に一定の効果がみられ、年々減少傾向にある。また、新型コロナウイルスの影響により事業を休止又は廃止する事業者も一定数出ており、今後の感染状況次第では更に休・廃止事業者が増加することが危惧される。